

平成30年 2月21日（水曜日）

第 1 号

## 平成30年第1回北海道議会定例会会議録

## 第1号

平成30年2月21日（水曜日）

## 議事日程 第1号

2月21日午前10時開議

日程第1、会議録署名議員の指定

日程第2、会期決定の件

日程第3、議案第1号ないし第100号

## ○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第3
1. 議案の経済委員会付託
1. 休会の決定

## 出席議員（99人）

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	菊地	葉子	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君

16番	道見	泰憲	君
17番	船橋	賢二	君
18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君

47番	吉川隆雅君	84番	星野高志君
48番	吉田祐樹君	85番	三津丈夫君
49番	佐々木俊雄君	86番	平出陽子君
50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	90番	布川義治君
54番	東国幹君	91番	加藤礼一君
55番	内海英徳君	92番	喜多龍一君
56番	大崎誠子君	93番	竹内英順君
57番	小畑保則君	94番	本間勲君
58番	角谷隆司君	95番	伊藤条一君
59番	小松茂君	96番	川尻秀之君
60番	千葉英守君	98番	神戸典臣君
61番	長尾信秀君	99番	高橋文明君
62番	中司哲雄君	100番	和田敬友君
63番	藤沢澄雄君	欠員(2人)	
64番	村田憲俊君	69番	
65番	北口雄幸君	97番	
66番	小林郁子君		
67番	橋本豊行君	出席説明員	
68番	広田まゆみ君	知事	高橋はるみ君
71番	中山智康君	副知事	山谷吉宏君
72番	大河昭彦君	同	辻泰弘君
73番	志賀谷隆君	同	窪田毅君
74番	吉井透君	公営企業管理者	浦本元人君
75番	真下紀子君	病院事業管理者	鈴木信寛君
76番	森成之君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
77番	金岩武吉君		
78番	池本柳次君	総務部職員監	梅田禎氏君
79番	滝口信喜君	総務部危機管理監	橋本彰人君
80番	須田靖子君	総合政策部長	佐藤嘉大君
81番	高橋亨君	総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
82番	佐々木恵美子君		
83番	三井あき子君		

総合政策部  
空港戦略推進監 藪 紀 洋 君  
環境生活部長 小 玉 俊 宏 君  
保健福祉部長 佐 藤 敏 君  
保健福祉部  
少子高齢化対策監 佐 藤 和 彦 君  
経 済 部 長 阿 部 啓 二 君  
経済部観光振興監 木 本 晃 君  
経済部食産業振興監 田 辺 利 信 君  
農 政 部  
食の安全推進監 森 田 良 二 君  
水産林務部長 幡 宮 輝 雄 君  
建 設 部 長 渡 邊 直 樹 君  
建設部建築企画監 須 田 敏 則 君  
会 計 管 理 者  
兼 出 納 局 長 辺 見 広 幸 君  
企 業 局 長 山 岡 庸 邦 君  
道立病院部長 田 中 宏 之 君  
財 政 局 長 森 隆 司 君  
財 政 課 長 猪 鼻 信 雄 君  
秘 書 課 長 三 橋 剛 君

選挙管理委員会  
事務局 長 清 水 敬 二 君

人 事 委 員 会  
人 事 務 局 長 岡 田 恭 一 君

警 察 本 部 長 和 田 昭 夫 君  
総 務 部 長 池 田 康 則 君  
総 務 部 参 事 官  
兼 総 務 課 長 尾 辻 英 一 君

労 働 委 員 会  
事 務 局 長 中 川 淳 二 君

代 表 監 査 委 員 東 陽 一 君  
監 査 委 員 事 務 局 長 河 治 勝 彦 君

収 用 委 員 会  
事 務 局 長 鳴 海 正 一 君

議会事務局職員出席者

教育委員会教育長 柴 田 達 夫 君  
教 育 部 長  
兼 教 育 職 員 監 佐 藤 寛 君  
学 校 教 育 監 村 上 明 寛 君  
総 務 課 長 岩 渕 隆 君

事 務 局 長 赤 石 剛 司 君  
議 事 課 長 小 山 志 津 生 君  
議 事 課 主 幹 本 間 治 君  
議 事 課 主 査 中 澤 正 和 君  
議 事 課 主 任 林 幸 雄 君  
同 小 倉 拓 也 君

午前10時11分開会

1. 開 会

○議長大谷亨君 これより、本日をもって招集されました平成30年第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指定

○議長大谷亨君 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、

村 木 中 君  
吉 川 隆 雅 君  
吉 田 祐 樹 君  
佐々木 俊 雄 君  
田 中 芳 憲 君  
富 原 亮 君  
八 田 盛 茂 君  
松 浦 宗 信 君  
東 国 幹 君  
内 海 英 徳 君  
大 崎 誠 子 君  
小 畑 保 則 君

以上、12人の諸君を指定いたします。

#### 1. 諸般の報告

○議長大谷亨君 諸般の報告をさせます。

---

〔小山議事課長朗読〕

1. 知事から、議案第1号ないし第100号及び報告第1号ないし第8号の提出がありました。

- 
- 議案第 1 号 平成30年度北海道一般会計予算  
議案第 2 号 平成30年度北海道公債管理特別会計予算  
議案第 3 号 平成30年度北海道国民健康保険事業特別会計予算  
議案第 4 号 平成30年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
議案第 5 号 平成30年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算  
議案第 6 号 平成30年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算  
議案第 7 号 平成30年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算  
議案第 8 号 平成30年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算  
議案第 9 号 平成30年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算  
議案第 10 号 平成30年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算  
議案第 11 号 平成30年度北海道公共下水道事業特別会計予算  
議案第 12 号 平成30年度北海道流域下水道事業特別会計予算  
議案第 13 号 平成30年度北海道営住宅事業特別会計予算  
議案第 14 号 平成30年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算  
議案第 15 号 平成30年度北海道地方競馬特別会計予算  
議案第 16 号 平成30年度北海道電気事業会計予算

- 議案第 17 号 平成30年度北海道工業用水道事業会計予算
- 議案第 18 号 平成30年度北海道病院事業会計予算
- 議案第 19 号 北海道債権管理条例案
- 議案第 20 号 北海道核燃料税条例案
- 議案第 21 号 北海道史編さん委員会条例案
- 議案第 22 号 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案
- 議案第 23 号 北海道犯罪被害者等支援条例案
- 議案第 24 号 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例案
- 議案第 25 号 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例案
- 議案第 26 号 北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例案
- 議案第 27 号 北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 28 号 北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 29 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 30 号 北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 31 号 北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 32 号 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 33 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 34 号 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 35 号 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
- 議案第 36 号 北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 37 号 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 38 号 北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 39 号 北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第 40 号 旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 41 号 介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第 42 号 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 43 号 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 44 号 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 45 号 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 46 号 農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

案

- 議案第 47 号 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第 48 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 49 号 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例案
- 議案第 50 号 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第 51 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 52 号 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第 53 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 54 号 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第 55 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 56 号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第 57 号 主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例案
- 議案第 58 号 国営土地改良事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件
- 議案第 59 号 訴えの提起に関する件
- 議案第 60 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 61 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 63 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 64 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 65 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 66 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 67 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 68 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 69 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 70 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 71 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 72 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 73 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 74 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 75 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 76 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 77 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 78 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件
- 議案第 79 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件

- 議案第 80 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 81 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 82 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 83 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 84 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 85 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 86 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 88 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件  
議案第 94 号 包括外部監査契約の締結に関する件  
議案第 95 号 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の定款の変更に関する件  
議案第 96 号 工事請負契約の締結に関する件  
議案第 97 号 工事請負契約の締結に関する件  
議案第 98 号 平成29年度北海道一般会計補正予算（第5号）  
議案第 99 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 100号 損失補償金の返納の免除に関する件  
報告第 1 号 専決処分報告の件  
報告第 2 号 専決処分報告の件  
報告第 3 号 専決処分報告の件  
報告第 4 号 専決処分報告の件  
報告第 5 号 専決処分報告の件  
報告第 6 号 専決処分報告の件  
報告第 7 号 専決処分報告の件  
報告第 8 号 専決処分報告の件

（上の議案及び報告は巻末**議案の部**に掲載する）

- 
1. 議員から、会議案第1号の提出がありました。

---

会議案第1号 北海道自転車条例案

（上の会議案は巻末**会議案の部**に掲載する）



---

1. 各関係執行機関の長から、説明員の委任について通知がありました。

（上の説明員の委任通知は巻末**その他**に掲載する）

---

1. 監査委員から、監査及び例月出納検査の結果並びに住民監査請求の要旨について報告がありました。

---

1. 包括外部監査人から、監査の結果について報告がありました。

---

1. 議長は、議案第29号、第30号、第32号、第53号及び第55号について人事委員会委員長に、議案第20号について北海道電力株式会社に、それぞれ意見を求めました。

---

1. 議長は、請願第12号について請願者から取り下げの申し出がありましたので、委員会付託を取り消しました。

---

1. 議長は、請願第30号を関係委員会に付託しました。

---

請願第30号 北海道のすべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める件

文教委員会

（上の請願は巻末**請願・陳情の部**に掲載する）

---

1. 本日の会議録署名議員は、

村 木 中 議員

佐々木 俊 雄 議員

田 中 芳 憲 議員

であります。

---

### 1. 日程第2、会期決定の件

○議長大谷亨君 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの28日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### 1. 日程第3、議案第1号ないし第100号

○議長大谷亨君 日程第3、議案第1号ないし第100号を議題といたします。

道政執行方針並びに提出議案について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

知事高橋はるみさん。

### 1. 道政執行方針並びに議案第1号ないし第100号に関する説明

○知事高橋はるみ君（登壇）平成30年第1回定例会の開会に当たり、道政執行への私の所信を申し上げます。

本年、私たちが暮らすこの地が北海道と命名されてから、150年の節目を迎えました。

豊かな自然環境や四季折々の気候風土に恵まれた北海道は、アイヌや縄文といった独自の歴史や文化を持ち、地域ならではの価値を有しています。この北海道価値こそが、未来の扉を開く鍵であります。

私は、知事に就任して以来、こうした認識のもと、徹底して地域にこだわり、道民の皆様方の思いを受けとめながら、安全、安心な社会づくり、食や観光の振興など、暮らしと経済の両面から総合的な政策を展開してまいりました。

この間、サミットの開催や航空路線の開設、情報通信の急速な発達などを追い風として、来道観光客は増加し、海外からの投資も活発化するなど、国内外から注目される地域の一つとなってまいりました。

また、道産食品は品質の向上などによって付加価値が高まるとともに、輸出も拡大しており、関係者の皆様の努力に支えられた北海道ブランドは、多くの方々から高い評価を得ており、アジアを中心に着実に浸透しつつあります。

現在、私たちは、これまで経験したことのない人口減少に直面しておりますが、一方で、地域の特色を生かした取り組みにより、人口減の抑制に成果を上げる市町村もふえつつあり、地域の皆様と懸命に積み重ねてきたことに手応えを感じているところであります。

北海道創生の成果を確かなものにするため、子どもを産み育てやすい環境づくりや地域の将来を担う人材の育成、道民生活に欠かせない交通網の整備など、待ったなしの課題に正面から向き合い、幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる北海道を目指し、私は、次に申し上げる二つの基本姿勢で、全力で道政運営に当たってまいります。

一つ目は、世界とともに歩む持続可能な地域づくりです。

北海道が誇る価値の源泉は、私たちが暮らす地域そのものにより、それぞれが個性的な魅力を発揮するからこそ、大きな輝きを放つことができます。

グローバル化が進展し、世界と地域がより一層密接につながっていく中、これまで築き上げてきた北海道ブランドの信頼を守り、期待に応える努力が大切であります。

農林水産業を初めとする地域の産業や、医療福祉、交通ネットワークといった生活基盤をしっかりと守り、新たな発想で、地域が持つ魅力を見詰め直し、磨き上げることによって、次の世代へ引き継いでいくことができます。

今、国際社会では、かけがえのない地球環境を守り、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、SDGs、すなわち、持続可能な開発目標を共通の指針として掲げ、その実現に向けた取り組みが広がっています。

世界の中の北海道としての存在感を高めていくためにも、道民の皆様と力を合わせ、地域の可能性をさらに引き出し、将来にわたって安心して暮らすことができる社会の確立を目指してまいります。

二つ目は、未来へつなぐ人づくりです。

人生100年時代の到来や人工知能を初め、デジタル技術の飛躍的な進化などにより、私たちのライフスタイルは大きく変化していくことが予見されます。新しい潮流の中にあっては、一人一人の持てる力を引き出し、その英知を結集していくことが重要であります。

道内各地では、宇宙ロケットや、自動車の自動運転技術、ウイスキーづくりなど、幅広い分野で多くの人々が新しい取り組みに挑んでいます。

こうした動きを広げるためにも、夢に向かって果敢にチャレンジする方々を全力で応援し、次の時代を築いていかなければなりません。

また、経済や社会が大きく変化する中であって、多様な人々がお互いの個性や価値観を尊重し合い、包容力を持って、新しい発想や活力を生み出すことが、豊かな地域社会の形成につながっていくものと考えています。

私は、人づくりこそが、あらゆる政策の原点であるとの基本にいま一度立ち返って、ふるさと北海道に思いを寄せ、自立心にあふれ、新しい価値の創造に挑戦する人材を育てまいります。

次に、平成30年度において私が取り組む重点政策の展開方向について申し上げます。

まず、道政上の最重要課題である人口減少・危機突破に向けて、地域創生の成果を確かなものにするため、各般の政策を推進してまいります。

持続可能な地域をつくっていくためには、地域産業力の向上が欠かせません。

TPP11や日EU・EPAなど、新たな国際環境下にあっても、農林水産業が、再生産可能となり、持続的に発展していくよう、体質強化や付加価値の向上などを図っていく必要があります。

力強い1次産業を確立するため、生産基盤の計画的な整備を進めるとともに、チーズなど酪農製品のブランド化を初め、農畜産物の品質向上や競争力の強化を図るほか、アキサケの資源回復や日本海における新たな生産体制づくりの加速化、木材の生産から加工、流通に至る一体的な整備や道産材の国内外での新たな需要創出などに取り組んでまいります。

地域を支える商工業、サービス産業の分野においては、ものづくり産業の振興や企業誘致を初め、健康長寿産業への参入を促進します。

地域ビジネスの起業家を育成するとともに、ICT利活用などにより、小規模企業の生産性向上や経営体質の強化に向けた取り組みを進めます。

人工知能やロボット、IoTなど先端技術の普及を図り、道内産業の生産性を高めるととも

に、道立総合研究機構の研究施設や機器の整備を行い、道内企業による製品開発を支援します。

宇宙関連産業の育成を図るため、今後の成長が見込まれる衛星データ利用分野などで、企業や研究機関などと連携し、新たなビジネスの創出につながる環境づくりを進めます。

また、寒冷地における自動車の自動走行の社会実証事業の誘致や、多様なエネルギーの地産地消へ向けた取り組みを支援するとともに、再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの形成を目指します。

建設業や運輸業などを中心として人手不足が深刻化する中、地域産業が持続的に発展していくために、働き方改革は不可欠であります。

関係団体と連携し、働き方改革に取り組む企業の認定制度の創設や優良事例の普及を通じて、多様な人材の活躍や就業環境の改善、生産性の向上に向け、業種ごとの実情を踏まえ、きめ細やかに支援してまいります。

人口減少など地域課題の解決に向けては、幅広い関係者の力や資源を結集しながら、着実な取り組みが必要であります。このため、振興局と地域が一体となって、地域に根差したプロジェクトをさらに推進いたします。

新たな北海道遺産を選定するとともに、北前船などの日本遺産や、恐竜、化石など地域の資源を活用した取り組みを展開するほか、クラウドファンディングの試行的な導入を進めます。

知床世界自然遺産や阿寒摩周など国立・国定公園を初めとする豊かな自然環境、タンチョウ、シマフクロウに代表される生物の多様性を大切に守るとともに、利活用も含めてエゾシカ対策に取り組み、次世代への継承に努めてまいります。

将来にわたり、全ての世代の方々が健やかに暮らしていくためには、医療、福祉の充実を図るとともに、ともに支え合う社会を構築していかなければなりません。

広大な本道にあって、住みなれた地域で必要な医療を安心して受けられるよう、医師、看護師などの確保対策や地域医療構想の実現に向けた支援、メディカルウイングの運航などに取り組んでまいります。

また、在宅医療を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めてまいります。

介護人材の確保や定着を図るためには、従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化が重要であります。

介護ロボットやICT機器等の導入を支援し、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

道が財政運営の中心となる新たな国民健康保険制度が始まります。国保の基盤を固め、持続可能な制度としてまいります。

がん対策の総合的な推進や、生活習慣病の予防などを図ることにより、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指します。

障がい者の意思疎通や手話が言語であることの認識の普及等に関する条例を制定するとともに、多様なコミュニケーション手段に対する道民の理解を深めるフォーラムの開催、意思疎通支援者の人材確保に向けた研修の充実などに取り組んでまいります。

バスやタクシーなどの生活交通や物流の維持確保、人や物の流れを活性化する交通ネットワークの形成に向け、関係者が一体となった取り組みが一層重要となっております。

JR北海道の事業範囲の見直しに関しては、持続的な鉄道網を確立するため、徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても可能な限りの協力、支援を行うことが重要との認識のもと、関係機関との検討協議を急いでまいります。

航空路線などの誘致や国際物流の充実強化に取り組むとともに、利便性の高いシームレスな交通体系や地域における安定的な輸送の確保、航空機の利用促進に向けた支援のあり方などについて検討を進めてまいります。

道内7空港の運営の一括民間委託については、地域の皆様の御意見を反映した実施方針などを策定、公表し、意欲ある事業者の選定を進めてまいります。

民営化の効果を全道に波及させるため、北海道航空振興基金を活用し、13空港の機能強化や道内航空ネットワークの充実に取り組んでまいります。

北方領土問題については、関係団体の方々と一体となって、強力な外交交渉を通じて、一日も早い返還が実現されるよう国に働きかけるとともに、世論喚起を図る一層の啓発活動を展開しながら、北方四島との交流や隣接地域の振興に取り組んでまいります。

北方四島における共同経済活動について、政府間協議の進捗を注視しながら、隣接地域と連携し、優先プロジェクトの推進に向けた調査など、必要な役割を果たしてまいります。

道民の皆様の生命や財産を守り、安全、安心を確保していくことは、何にも増して重要であります。

近年頻発する記録的な大雨や暴風雪などの自然災害に備えるため、治水、道路防災、土砂災害対策を強化するなど、効果的な施設整備を進めるとともに、既存ストックの有効活用や長寿命化など適切な維持管理に努め、強靱な北海道づくりを推進してまいります。

また、災害発生時等の初動対応や避難支援、関係機関との連携強化を図るため、防災訓練や国民保護訓練を実施いたします。

原子力発電所については、何よりも安全性の確保が最優先であり、引き続き、原子力規制委員会において、厳正な審査、確認が不可欠であります。

道といたしましては、さまざまな想定のもとでの防災訓練の実施や避難路の整備、環境モニタリングの充実など、原子力防災体制の充実強化に努めてまいります。

道民の安全な暮らしに向けては、サイバー犯罪を初め、DVや特殊詐欺といった女性や子ども、高齢者を狙った犯罪などに対処するため、警察活動の基盤や体制の強化を図るとともに、飲酒運転の根絶や高齢者の事故防止に向け、交通安全対策の充実に取り組んでまいります。

犯罪被害者を社会全体で支えるため、条例を制定し、被害からの早期回復や不安の軽減などに向けた取り組みを進めてまいります。

次に、北海道命名150年を契機に、未来を担う人づくりへの投資を一層進めてまいります。

次の時代を担う子どもたちの記憶に残り、将来に大きな夢と希望を抱いていただくことができ

るよう、記念セレモニーを初め、学ぶ楽しさを伝えるイベントや世界的に著名な研究者を招聘した講演会、海外の友好提携地域の方々が集うラウンドテーブルを開催するなど、さまざまな取り組みを展開してまいります。

全道各地で、食やアート、スポーツ、科学などをテーマとした北海道みらい事業を支援するとともに、歴史文化・観光情報の発信拠点である赤れんが庁舎の機能向上を図ってまいります。

また、これからの北海道を考える日として制定した「北海道みんなの日」について、関係機関の協力を得ながら、さらなる周知に努めてまいります。

女性、若者、移住者など多様な人材の活躍を促すため、仕事に意欲を持つ子育て中の女性の方々に対する再就職を支援するとともに、さまざまな社会参画の実践例を学べる場づくりを行うほか、北海道ふるさと移住定住推進センターを活用し、首都圏の若年者とのネットワークを構築するなど、移住の掘り起こしを強化して、人の流れをつくってまいります。

道内産業の発展を担う創造力豊かな若者の地域への定着を図るため、企業や大学、地域などと連携し、道立高校においてICTを活用した地域課題解決型の実践研究モデル事業を実施するほか、インターンシップなどのキャリア教育や産業教育の充実を図ります。

林業は、新しい成長産業として期待されており、担い手の育成を図る林業大学校の設立に向けた取り組みを進めてまいります。

また、地域におけるグローバル人材を育てるため、高校生の交換留学を拡大するとともに、引き続き、海外にチャレンジする高い志を持つ若者の留学などを応援してまいります。

少子化の流れに歯どめをかけ、安心して産み育てたいという希望をかなえる環境整備に向け、多子世帯の保育料の負担軽減や、不妊治療、不育症治療への助成など、結婚や妊娠、出産、子育てといったライフステージに応じた対策を進めてまいります。

また、保育士の専門性の向上や職場定着を図るため、中核となる職員を育成するキャリアアップ研修を実施してまいります。

学校、家庭、地域の連携協働体制の確立に向け、コミュニティースクールの導入を促進するほか、いじめや不登校などの未然防止や早期発見、迅速な解決に取り組むとともに、私立学校施設の耐震化への支援を行ってまいります。

子どもの貧困対策の充実強化を図るため、多様な分野の関係者が参画する地域ネットワークを振興局ごとに構築してまいります。

スポーツの持つ幅広い効果を生かすため、スポーツコミッションの設立を促進し、各種大会や合宿の誘致に取り組むとともに、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックへの機運の醸成に向け、国際交流イベントや聖火リレーの実施に向けた取り組みを進めてまいります。

世界経済のボーダーレス化は一層進行しており、中でも、アジアの成長は北海道にとって大きな好機となっております。

私は、これまで、さまざまな国や地域を訪れる中で、多くの方々のお声を伺い、今後ますます

す、世界的な視野から果敢に挑戦する姿勢が重要であると感じるところであり、世界の中の北海道という視点を持って、積極的に政策を展開してまいります。

海外の拠点を活用しながら、タイやベトナムを初め、ASEAN地域などとの経済・人材交流を促進してまいります。

また、日中経済協力会議の開催や学術・試験研究分野での新たな交流など、平和友好条約40周年を迎える中国との交流を幅広く展開してまいります。

さらには、ロシアとの幅広い関係強化に向けて、欧露部、いわゆるヨーロッパロシアや、友好提携20周年となるサハリン州などとの交流拡大を図ってまいります。

インバウンドを中心とした観光産業は本道経済の牽引役であり、外国人観光客500万人の実現に向け、地域のDMO形成への支援やクルーズ船誘致などに取り組むとともに、歴史的文化資源を活用した取り組みを推進してまいります。

また、欧米市場からの誘客の拡大、ムスリムの方々を初め、さまざまな旅行者が安心して滞在できる受け入れ体制の整備を促進してまいります。

統合型リゾートについて、本道の地域振興に資する制度設計となるよう、国に対して要請していくほか、観光振興に係る新たな財源の確保について検討を進めてまいります。

近年、急増している民泊については、住民や旅行者の安全、安心の確保を第一に、既存の宿泊施設との調和を図りながら多様なニーズに対応することが重要であり、関係機関と密接に連携しながら、適正な民泊の推進を図り、地域の活性化につなげてまいります。

また、北海道らしい安全で快適な自転車の利活用に向け、サイクルツーリズムの推進を図るとともに、自転車の安全利用を広く周知するための取り組みなどを進めてまいります。

道産食品の輸出拡大に向けて、中国やASEAN地域の海外需要のさらなる取り込みを図るため、海外アンテナショップの出店を広げるとともに、イスラム圏やEUなど新たな市場の開拓のほか、機能的食品やスイーツなどの販路拡大に向けた取り組みを進めます。

また、今後の食の輸出にとって、一層重要となる国際水準の第三者認証GAPの導入を促進するため、産地指導者の育成など、地域の取り組みを支援してまいります。

独自の言語や文化を有するアイヌの方々の民族としての名誉と尊厳を保持し、その文化を次の世代へ伝承するための取り組みを支援してまいります。

2020年4月の民族共生象徴空間の開設に向け、機運の醸成を図りながら、道内の連携体制を強化し、修学旅行の誘致や、先住民族文化を有する国や地域へのアイヌ文化のプロモーションなどに取り組むとともに、交通アクセスの改善や周辺環境の整備を進めてまいります。

また、北海道・北東北の縄文遺跡群を人類共通の宝として未来へ引き継ぐため、世界遺産登録に向けた取り組みを推進してまいります。

以上、道政運営を進めるに当たっての、私の所信の一端を述べさせていただきました。

北海道の名づけ親である松浦武四郎翁は、アイヌの方々の協力を得ながら、蝦夷地を踏査し、多くの記録を残しました。そこからは、アイヌの方々の、命ある全てのものを尊重し、自然と共

生する姿を初め、色鮮やかな150年前の私たちのふるさとの豊かさとすばらしさが生き生きと伝わってまいります。

今ある北海道は、こうした歴史のもと、全国各地から移り住んだ人々や海外の技術者といった、本道の開拓に心血を注がれた先人の熱意や努力、そして、地域の発展に尽くされた多くの方々の知恵と工夫により形づくられたものであります。

私たちは、このかけがえのない北海道を、50年後、100年後に継承していく大きな責務を担っております。

北海道が持つ多様な価値を生かし、私たちの英知を結集して、変革の時代を乗り越え、本道が世界に先駆けた未来社会のモデルとなるよう歩んでいかなければなりません。

誰もが安心して暮らし、国内外から多くの方々が幾度も訪れ、この地で夢を描き、活躍し輝き続けることができる未来をつくっていく。

私は、このことを強く胸に刻みながら、道民の皆様方と心をつなげて、持てる力の限りを尽くしてまいります。

道民の皆様、道議会議員の皆様、北海道の発展のため、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました平成30年度予算案並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

平成30年度の当初予算は、昨年11月にお示しをした行財政運営方針の後半期の方向性に沿って、財政健全化に向けた取り組みを進めるとともに、限られた財源の効果的、効率的な配分や、国の施策の積極的な活用により、道政執行方針で述べました重点政策を積極的に展開してまいります。

この結果、予算案の総額は、

一 般 会 計	2兆7497億8700万円
特 別 会 計	1兆1186億700万円
合 計	3兆8683億9400万円

となりました。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、本道の社会資本整備を計画的に推進するため、公共事業、特別対策事業、施設等建設事業などを合わせた投資的経費全体で3187億4100万円を措置いたしました。

次に、新規・拡充事業の主なものについて、分野ごとに御説明を申し上げます。

まず、総務部関係の施策につきましては、私立学校の経営健全化を図るとともに、耐震改修工事に対して支援することとし、

私立学校等管理運営対策費補助金	175億1500万円
-----------------	------------

を計上したほか、北海道の歴史や文化を国内外に発信する拠点として、赤れんが庁舎の整備に着手することとし、所要の予算措置を講じることいたしました。



次に、総合政策部関係の施策につきましては、地域づくりの拠点である振興局と市町村等との協働による事業の推進や地域の創意あふれる取り組みを支援するため、総額49億1000万円を計上いたしました。

次に、環境生活部関係の施策につきましては、北海道150年事業として、北海道博物館において松浦武四郎翁に関する特別展を開催することとし、

地域文化発信推進事業費 2500万円

を計上するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの聖火リレーの実施に向けた検討を進めることとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、保健福祉部関係の施策につきましては、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に向けた取り組みを推進するため、総額2億4600万円を計上するとともに、引き続き、多子世帯の保育料の負担軽減を図ることとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、経済部関係の施策につきましては、道外、海外からの観光客の受け入れ体制の強化や広域分散化を図るため、広域観光周遊ルートの形成などに取り組むこととし、総額21億2900万円を計上したほか、道産食品の輸出拡大に向けて、物流網の構築や海外での情報発信などの販路拡大に戦略的に取り組むため、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、農政部関係の施策につきましては、国際情勢の変化に対応し得る酪農・畜産経営の構築に向けて、生産基盤の強化や付加価値の向上などに取り組むこととし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、水産林務部関係の施策につきましては、アキサケなどの資源回復を図るため、種苗生産の取り組みに対して支援するとともに、資源が増大している魚種の有効活用に取り組むこととし、総額4億3100万円を計上するとともに、林業・木材産業の担い手を育成するため、林業大学の設立に向けた準備経費として、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、建設部関係の施策につきましては、建設業における人材確保や育成などの取り組みを支援するほか、若年労働者の確保に向け、建設業の魅力を発信するなど、担い手対策を推進することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、警察本部関係の施策につきましては、重要犯罪発生時における被疑者の早期検挙と被害の拡大防止を図るため、自動車ナンバーの自動読み取り・照合システムを整備することとし、所要の予算措置を講じることといたしました。

次に、教育庁関係の施策につきましては、学校、家庭、地域が一体となった、学力、体力の向上や子どもたちの望ましい生活習慣づくりなどを推進することとし、所要の予算措置を講じるとともに、教員の負担を軽減し、児童生徒と向き合える体制を整備するため、部活動指導員及びスクールサポートスタッフを配置することといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算の主なものといたしましては、

道 税 5985億5800万円

地方交付税	6060億円
国庫支出金	3188億7100万円
道債	6584億3700万円

を計上いたしました。

次に、その他の案件の主なものについて申し上げます。

まず、新規条例案についてであります。議案第19号は、道の債権の管理について一層の適正化及び効率化を図るよう、知事等の責務、徴収手続等その他必要な事項を定めようとするものであり、

議案第20号は、原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課せようとするものであります。

次に、議案第21号は、本道の学術と文化の振興に資するよう、北海道史の編さんに関する方策の策定及びその推進について調査審議させるための知事の附属機関として、北海道史編さん委員会を設置しようとするものであり、

議案第22号は、住宅宿泊事業法の制定に鑑み、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するよう、当該事業の実施を制限する区域等を定めようとするものであります。

次に、議案第23号は、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことのできる道民生活の実現に資するよう、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、道、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

次に、議案第25号は、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資するよう、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めようとするものであり、

議案第26号は、手話を使いやすい社会の実現に資するよう、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者などが手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めようとするものであります。

次に、改正条例案についてであります。議案第28号は、厳しい財政状況等に鑑み、知事等の給料等を減額するとともに、監査専門委員の報酬の額等を定めようとするものであります。

議案第29号、第53号及び第55号は、同じく、管理職員である北海道職員等の給料及び管理職手当を減額しようとするものであり、

議案第30号は、国家公務員退職手当法の改正に鑑み、北海道職員等の退職手当の支給水準の引き下げを行おうとするものであります。

次に、議案第35号は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置を講じようとするものであり、

議案第38号は、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の拠出率を改定しようとするものであり、

議案第39号は、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険財政安定化基金に係る基金の使用等について定めようとするものであります。

次に、議案第49号、第51号及び第56号は、屋外広告物の表示等を禁止することができる地域などに田園住居地域を追加しようとするものであり、

議案第52号は、公営住宅法の改正に鑑み、道営住宅における収入申告が困難な入居者の家賃の算定方法を定めるとともに、未納の家賃等がある者の入居を制限しようとするものであります。

このほか、使用料等の額の改定に伴う改正条例案を提出しているところであります。

次に、その他の案件として、議案第60号ないし第93号は、道立の公の施設の指定管理者について、いずれも地方自治法の規定により議決を得ようとするものであり、

議案第96号及び第97号は、北海道議会庁舎の改築整備に係る工事請負契約を締結することについて、いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議決を得ようとするものであります。

次に、平成29年度一般会計補正予算案並びにその他の案件について、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第98号の補正予算案は、国の補正予算に対応して、緊急に措置を要する経費等について所要の予算措置を講じようとするものであり、その総額は、

一 般 会 計	1051億3900万円
---------	-------------

となっております。

以下、歳出予算の主なものについて申し上げます。

まず、農業・農村整備などの公共事業費について、715億8600万円を計上するとともに、繰越明許費と債務負担行為の設定について所要の措置を講じることといたしました。

次に、国からの交付金を活用し、特別対策事業費111億7000万円を計上するとともに、繰越明許費について所要の措置を講じることといたしました。

また、道内における春季公共事業の円滑な実施を図るため、平成30年度の社会資本整備総合交付金事業に関する債務負担行為の設定について所要の措置を講じることといたしました。

次に、高収益な作物や栽培体系への転換を図るために必要な施設の整備等に対して支援することとし、

産地パワーアップ事業費	84億9300万円
-------------	-----------

を計上したほか、林業・木材産業の体質強化を図るため、地域材の生産性向上に必要な施設整備や間伐材の生産などに対して支援することとし、44億3600万円を計上するとともに、それぞれ繰越明許費について所要の措置を講じることといたしました。

次に、地方創生の推進に資する施設等を整備するため、

地方創生対策推進費	6億4800万円
-----------	----------

を計上するとともに、繰越明許費について所要の措置を講じることといたしました。

これらに見合う一般会計の歳入予算といたしましては、

国庫支出金	621億5200万円
道債	375億6700万円

を計上いたしました。

次に、その他の案件といたしまして、

議案第99号は、北海道特別職報酬等審議会の知事に対する答申等に鑑み、知事等の期末手当を増額しようとするものであり、

議案第100号は、損失補償金に係る回収金の権利の放棄について、地方自治法の規定により議決を得ようとするものであります。

以上、今回提案いたしました案件の主なものについて、その大要を御説明申し上げます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長大谷亨君 教育行政執行方針について説明のため発言を求められておりますので、これを許します。

教育長柴田達夫君。

#### 1. 教育行政執行方針に関する説明

○教育長柴田達夫君（登壇）平成30年第1回定例会の開会に当たり、北海道教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

本道が北海道と命名されて150年という節目の中、この地に生きる私たちには、先人が積み重ねた歴史を振り返り、その偉業に感謝しながら、託された貴重な財産を受け継ぐとともに、新しい価値を創造し、この先の未来に引き継いでいく責務があります。

一方で、これからの社会は、IoTやビッグデータ、人工知能を初めとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されています。

次代を担う子どもたちには、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、みずからの可能性を発揮し、未来を切り開く力を身につけていくことが求められております。

北海道教育委員会は、子どもたちが、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し、ともに支え合いながら、将来の北海道を支えるたくましい人材に育てていくことができるよう、本道教育の基本理念や目標、施策の方向性などを定めた新しい教育計画のもとで、道民の皆様の理解と協力を得ながら、本道教育の充実、発展に向けて取り組んでまいります。

こうした認識のもと、教育行政の執行に臨む基本姿勢を申し上げます。

本道教育においては、社会の変化に対応し、子どもたちの学力、体力の向上、望ましい生活習慣の定着、いじめや不登校への対応、安全、安心な教育環境の整備、さらには、北海道150年を踏まえ、本道の歴史や文化、芸術などへの理解を深める取り組みを推進することが重要であります。

北海道教育委員会は、その実現に向けて、学校、家庭、地域との緊密な連携を図りながら、効果的な施策を展開してまいります。

次に、平成30年度において重点的に取り組む政策について申し上げます。

第1は、社会で生きる力の育成についてであります。

子どもたちが、これからの時代を生き抜く力を身につけるためには、各学校が、よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくるという目標を社会と共有し、必要な資質や能力を、社会との連携協働により育成する、社会に開かれた教育課程の理念を踏まえ、主体的、対話的で深い学びの視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高めるカリキュラムマネジメントを実践することが重要であります。

このため、義務教育においては、全国学力・学習状況調査やチャレンジテストなどを活用しながら、学力や学習状況の把握、分析と、指導方法の改善を検証改善サイクルとして確立し、学校全体で組織的な取り組みを推進する、ほっかいどう学力向上推進事業を実施するほか、学校力向上に関する総合実践事業などによる成果の普及を図ります。

高校教育においては、国の高大接続改革の方向性を見据え、教科等横断的な視点からの教育課程の編成、実施のほか、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた実践研究の成果の普及や教員研修の一層の充実を図ります。

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、特別な支援を必要とする子どもたちに、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るとともに、学校と家庭、地域、関係機関などによる連携体制の整備を進めます。

幼児教育においては、幼稚園、保育所、認定こども園における教育のさらなる質の向上や、小学校教育との円滑な接続を進めるため、知事部局や関係団体と連携しながら、研修機会の拡充や専門家による助言など、必要な施策や体制整備のあり方について検討を進め、本道における幼児教育の一層の充実を図ります。

英語教育については、小学校における英語の教科化に向けて、英語担当教員の巡回指導に加え、留学生や外国語指導助手との英会話を体験する小学校英語力向上支援事業を実施するとともに、中学生が地域の外国人などとの英会話にチャレンジする取り組みの拡大を図るほか、高校における活用場面を想定した実践的な調査研究に取り組むなど、子どもたちが、英語で日常的なコミュニケーションができる力を身につけることができるよう施策の充実を図ります。

あわせて、高校生を対象とした、グローバル人材育成キャンプや、ICTを活用し、海外の高校生などと交流を行うU-18未来フォーラムを開催するほか、カナダ・アルバータ州に加え、新たに、アメリカ・ハワイ州との交換留学を実施するとともに、道内の大学の留学生と高校生との相互交流を促進します。

教育の情報化については、北海道における教育の情報化推進指針を踏まえ、先進的な実践事例の普及など、ICTを活用した学習活動等の促進を通して、情報活用能力を育むとともに、小学校でのプログラミング教育の円滑な導入に向けた研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ってまいります。

産業教育やキャリア教育について、小中学校では、望ましい勤労観や職業観を育む教育の充実を図るほか、高校では、知事部局と連携し、技術革新が進む基幹産業などの体験的な学習機会を提供するとともに、GAP認証の取得といった実践的な教育活動や、地域課題の解決をテーマとする実践研究などに取り組む、北海道ふるさと・みらい創生推進事業を実施します。

第2は、豊かな人間性と健やかな体の育成についてであります。

子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな情操や道徳心、正義感、責任感、規範意識、他者への思いやりや自己肯定感などを育むとともに、充実した人生を送るための基盤となる健康の保持増進や体力の向上が重要であります。

このため、ふるさとへの理解と、その発展に貢献しようとする意欲や態度の育成に向けて、本道の自然や文化、観光、産業などの教育資源を活用した学習や、北方領土やアイヌの人たちの歴史や文化等に関する学習の充実を図るとともに、地域に伝わる民俗芸能に親しむ機会を提供する、ほっかいどう民俗芸能振興事業を実施してまいります。

特に、7月には、「北海道みんなの日」を中心に、本道にゆかりのある偉人を題材とした北海道版道徳教材「きたものがたり」などを活用し、地域の歴史や文化等を学ぶ授業を実施するなど、各学校において、ふるさと教育が積極的に展開されるよう、市町村やPTA団体などとも連携しながら取り組みを進めてまいります。

また、特別の教科となる道徳が、各学校で円滑に実施されるよう、指導方法等に関する研修会を開催するとともに、道徳教材「きたものがたり」の効果的な活用を促進してまいります。

読書活動については、あらゆる機会と場所において自主的に取り組むことができるよう、北海道子どもの読書活動推進計画を策定し、社会全体で子どもの読書活動の推進を図るとともに、そのための環境整備を進めてまいります。

いじめの防止や不登校児童生徒への支援については、改定した北海道いじめ防止基本方針の周知徹底を図り、各学校において、望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめ等の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組んでまいります。

あわせて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、弁護士や医師などの専門家を派遣するなど、学校を支援する体制の充実を図ります。

子どもたちがネットトラブルの被害者や加害者にならないよう、保護者用啓発資料の作成などを通して、インターネット利用についての家庭のルールづくりを促進するほか、SNSを活用した新たな相談体制の構築に取り組みます。

子どもたちの体力向上に向けて、体育の授業改善や運動プログラムの開発に加え、学校、家庭、地域、行政の連携により、運動意欲の向上に向けた実践研究等を行う運動習慣形成プロジェクトを実施し、成果の普及を図ってまいります。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けて、食育の推進に取り組むとともに、安心して学校生活を送ることができるよう、食物アレルギーへの対応の一層の充実を図ってまいり

ます。

第3は、学びを支える家庭、地域との連携協働についてであります。

子どもたちが、さまざまな人々とかかわり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校はもとより、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することが重要であります。

このため、子育てや家庭教育については、それぞれの地域で保護者が相談や交流を行うことができるよう、関係機関による相談体制の充実強化を図ります。

また、PTAや関係機関などと協働し、どさんこアウトメディアプロジェクトなど、インターネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着に向けた取り組みを展開することにより、家庭や地域の教育力の向上に取り組んでまいります。

地域全体で子どもたちの成長を支えることができるよう、学校運営の改善充実や地域づくりにも有効なコミュニティースクールの導入を促進するとともに、地域の方々の幅広い参画による地域学校協働活動を推進するなど、学校と地域の連携協働を促進してまいります。

家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちが安心して学習を進められるよう、高校等の授業料などの負担軽減や、地域で学習支援を行う子ども未来塾の拡充に取り組むとともに、知事部局と連携し、各種支援情報の提供に努めてまいります。

あわせて、義務教育段階の教育を十分に受けていない方々などに対する教育機会の確保に向け、知事部局や市町村、民間団体などによる協議会において、本道における夜間中学のあり方などを検討してまいります。

第4は、学びをつなぐ学校づくりの実現についてであります。

学校が、保護者や地域住民の期待に応え、子どもたち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、幼稚園、小学校、中学校、高校の各学校段階間の連携、接続を図りながら、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要であります。

このため、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を推進するためのアクション・プランを策定し、業務改善の推進や管理職のマネジメント研修の充実に加え、新たに、部活動指導員やスクールサポートスタッフを配置するなどして、持続可能な学校運営体制の整備を進めてまいります。

教員の指導力の向上については、採用段階や採用後の各キャリアステージに応じて身につけるべき資質能力を明らかにした教員育成指標に基づき、体系的かつ効果的な教員研修を実施するなど、教員養成大学と連携しながら、養成、採用、研修を通じた一体的な改革を進めてまいります。

教職員の不祥事の根絶に向けて、服務に関する研修資料を効果的に活用し、職場研修や個人面談の一層の充実を図ってまいります。

また、特色ある高校づくりについては、社会の急速な変化や、生徒の興味、関心、進路希望等

の多様化、中学校卒業者数の減少などに対応し、教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに関する指針を策定し、適切な高校配置に努めるとともに、地域の特性を生かした活力と魅力のある高校づくりを進めてまいります。

あわせて、広域な本道の地理的特性を踏まえ、ICT機器を活用した遠隔授業や遠隔研修を実施し、小規模校の教育環境の充実や教職員の資質、能力の向上を図ります。

小中一貫教育については、9年間の系統的、継続的な教育を行うための教育課程の編成、実施に向けた調査研究や、導入校における実践事例の普及などを通して、地域の実情に応じた導入への取り組みを支援してまいります。

学校の安全確保については、地震や津波、豪雨による河川の氾濫など、自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向けて、地域と連携した防災教育の一層の充実を図ります。

第5は、学びを生かす地域社会の実現についてであります。

道民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、生涯を通じて積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくっていくことが重要であります。

このため、公民館等の機能を活用し、学生や地域住民、地元市町村、関係機関が協働して主体的に地域課題の解決を図る取り組みを支援するとともに、道民にさまざまな学習機会を提供する道民カレッジの充実を図ってまいります。

また、本道の歴史や文化、アイヌの人たちの生活などを記録したデジタル映像資料を、学校におけるふるさと教育や、市町村等における地域講座などに広く活用する取り組みを進めてまいります。

文化の振興については、アイヌ民俗文化財の保存伝承活動への支援や、北東北と連携した縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組みなど、文化財の保存と活用を進めるとともに、日本遺産の認定に向けた取り組みを促進してまいります。

あわせて、道立美術館と地域の美術館や文化施設などとのネットワーク化を進め、相互に作品を紹介する展覧会などの開催やそれぞれの施設の魅力を発信することにより、本道全体をアートの舞台とするアートギャラリー北海道の取り組みを展開してまいります。

以上、平成30年度に取り組む重点政策を申し上げます。

北海道が、人口減少などの課題を乗り越え、地域創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。

北海道教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちが、さまざまな社会変化にも果敢に挑戦し、北海道の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本道教育の充実発展に取り組んでまいります。

道民の皆様、道議会議員の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第3のうち、急施を要する案件として、議案第98号及び第100号について先議することについて、お諮りいたします。



これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午後 1 時 開議

○議長大谷亨君 休憩前に続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

### 1. 質 疑

○議長大谷亨君 これより、議案第98号及び第100号に関する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

千葉英也君。

○14番千葉英也君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、自民党・道民会議を代表して、先ほど提案のありました平成29年度補正予算案について質問してまいります。

初めに、公共事業について伺ってまいります。

まず、入札の不調、不落の状況についてであります。

道では、平成28年8月の台風・大雨災害への対応として、災害復旧はもとより、再度災害防止を目的とした河川整備などを進めていますが、昨年、一部地域において、コンクリートブロックなどの資材調達が困難なことから、入札の不調や不落が発生いたしました。

道においては、工期の柔軟な取り扱いなどにより対応してきましたが、こうした土木工事の近年の入札の不調や不落の状況、さらには、今後の対応についてお伺いします。

次に、公共投資の現状についてであります。

北海道財務局が昨年12月に公表した、10月から12月期の法人企業景気予測調査によると、景況判断指数は、全産業で見ると、2.5ポイントと、前四半期に比べて6.6ポイント低下し、ことし1月から3月期の見通しではマイナス6.9ポイントと、さらに厳しい数字になることが見込まれております。

このような状況は、平成28年度からの国の大型補正予算や、それに呼応した道の公共工事、さらには、台風・大雨災害の復旧工事などの公共投資が減少していることが影響していると考えられますが、その一方で、さらなる投資が求められている状況にあると考えます。

道は、道内の公共投資の確保を含め、どのように取り組んでいくのか、認識をお伺いいたします。

次に、公共事業の執行についてであります。

このたびの道の補正予算は、国の補正予算を活用して実施するものであり、農業農村整備事業

や防災減災対策事業などが提案されております。

これらの工事の執行に当たっては、事業効果の早期発現はもとより、道内各地域の建設業の振興に寄与するよう、早期に、かつ、新年度予算と一体的に切れ目のない発注となるよう取り組む必要があるものと考えますが、どのように対応するのか、お伺いいたします。

次に、土砂災害対策についてであります。

各都道府県は、国の土砂災害防止対策基本指針に基づき、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査をおおむね平成31年度までに完了することとされています。

道内には約1万2000カ所の危険箇所があり、道においては、計画的に基礎調査を進めているものと承知いたしておりますが、本道における平成28年8月の台風・大雨災害を初め、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、自然災害は頻発、激甚化しており、災害リスクが高まっている状況を踏まえると、一刻も早く基礎調査を終了し、警戒区域の指定を進め、防災・減災対策を講じていく必要があると考えます。

本道におけるこれまでの基礎調査の進捗状況及び警戒区域の指定状況について伺うとともに、早期指定に向けて、今後、どのように取り組む考えなのか、お伺いいたします。

次に、TPP11及び日EU・EPAへの対応について、初めに、本道の農林水産業への影響についてであります。

TPP等の協定の対象は広範な分野にわたりますが、特に、本道農業は、いわゆる重要5品目の全てを抱えており、農業関係者からは不安や懸念の声が出ております。

道は、先日、農林水産物など重要品目の関税撤廃や削減などによる本道の農林水産物の生産額への影響を試算し、TPP11で約312億円から495億円、日EU・EPAでは約214億円から329億円に及ぶとの結果を明らかにしましたが、このたびの試算結果に対する認識についてお伺いいたします。

次に、補正予算の内容等についてであります。

今月1日に成立した国の平成29年度一般会計補正予算においては、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた施策として3465億円が措置されており、道もこれに呼応して、北海道のTPP等関連対策として、農業農村関連予算を大幅に増額する補正予算案を提案しております。

今回提案された補正予算の内容を見ると、産地パワーアップ事業費などの増額が図られており、新たな国際環境のもとに置かれる本道の1次産業への対応として、その効果を大いに期待するものであります。

今回の農業に係る補正予算の内容についての認識をお伺いするとともに、事業効果の早期発現に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

次に、本道酪農に与える影響への対応についてであります。

今回のTPP11及び日EU・EPAにおける影響が最も懸念される分野は、牛乳・乳製品であります。

本州の生乳の生産基盤が弱体化する中、本道への期待がますます高まっておりますが、道内に

においても、酪農家戸数の減少や担い手不足、労働環境の改善など、さまざまな課題を抱えており、こうした中で、TPP11、日EU・EPAにおける牛乳・乳製品の影響額がともに農畜製品の3割を占め、その9割以上が北海道に及ぶとされております。

国では、こうした影響に対応するため、補正予算において、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進経費として、畜産クラスター事業に575億円、国産チーズの競争力強化に150億円などを措置しており、道は、こうした施策を最大限活用し、本道の酪農業に及ぼす影響が最小限にとどまるよう、全力で取り組む必要があります。道はどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次に、林業・木材産業の生産性向上などについてであります。

本道においては、戦後に植林されたカラマツなどの人工林が利用期を迎え、合板の需要量の増加や道産木材の自給率の上昇など、明るい兆しが見え始めている中、今後、林業・木材産業を成長産業化させていくためには、林業従事者など森林づくりの担い手確保とともに、川上から川下まで、一体的な生産・流通・加工コストの削減に取り組み、供給力を高めていく必要があると考えます。

今回の補正予算において、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費が提案されているところでありますが、具体的にどのような取り組みを進めようとしているのか、お伺いいたします。

最後に、地方創生拠点整備交付金についてであります。

昨年12月に政府が閣議決定した新しい経済政策パッケージにおいては、少子・高齢化という最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として位置づけるとともに、今後3年間を集中投資期間として、その実現に取り組むこととしています。

そのうち、生産性革命については、近年、成長が著しい技術革新分野、いわゆるIoT、人工知能、ビッグデータ、ロボットなどの新しいイノベーションが革命的に生産性を押し上げる原動力となっており、これまでにない革新的なビジネスやサービスが次々と世の中を席卷している現状を考えますと、本道にとっても、農林水産業分野のみならず、ものづくり産業や航空宇宙分野にまで、その効果を楽しむものと考えます。

国は、集中投資期間中、特に生産性の低い業種や中小企業等に対する生産性向上のための設備投資を強力に支援するため、新たに、地方創生拠点整備交付金を創設いたしました。

後継者問題を抱え、人手不足が深刻化するなど、待ったなしの状況となっている道内中小企業への対策として、こうした国の経済対策に呼応し、生産性の向上や人手不足の解消に向けた対策を早急に講じる必要があると考えます。

道は、現在の道内産業の現状をどのように認識し、また、国の経済対策と連動して、どのような対策を講じようとしているのか、お伺いします。

以上、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）千葉英也議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、公共事業に関し、まず、入札の不調、不落への対応についてであります。平成28年度以降、一部の建設管理部において、災害復旧工事などが集中したことにより、資材や技術者の不足から、不調、不落が発生したため、近接工事を合わせる発注ロットの大型化や、技術者の専任要件の緩和、さらには、資材調達までの間、工事を一時中止するなど、受注環境を整える対策を講じた結果、一定の効果があつたところであります。

一方で、依然として、比較的小規模な工事などで不調、不落が増加する傾向にもありますことから、今後とも、地域の状況を見きわめながら、こうした対策などを効果的に活用し、事業の円滑な実施に努めてまいります。

次に、公共投資の確保などについてであります。全国を上回るペースで進む人口減少や、広域分散型の社会構造、頻発、激甚化する自然災害など、本道が直面する多くの課題を踏まえ、道では、これまで、社会資本整備の重点化方針など、中長期的な計画に基づき、効果的、重点的な社会資本の整備に取り組んできたところであり、こうした公共投資は、景気の下支えや地域の雇用の確保にも寄与してきたものと認識をいたします。

今後とも、本道経済の成長力強化や地域の活性化、道民の安全、安心な暮らしの確保に向け、高規格幹線道路ネットワークの整備や防災・減災対策などの取り組みを一層推進するため、本道の特殊性や実情の理解が広がるよう、機会あるごとに国などへの要望に努めるなどして、安定的な公共事業予算の確保を図ってまいります。

次に、予算の執行についてであります。このたびの国の補正予算については、近年頻発する自然災害リスクを踏まえた防災・減災対策や、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた農業農村整備事業など、喫緊の課題への対応に必要な事業を実施するためのものであり、道といたしましては、公共工事の品質確保や適切な工期の設定などにも配慮しつつ、補正予算の効果が最大限発揮されるよう、早期発注に取り組むことが重要と認識をいたします。

このため、事業の執行に当たっては、工事における概数発注の活用や、入札手続期間の短縮などにより、可能な限り早期に発注を行うほか、地元企業の受注機会の確保に努めるなど、ゼロ道債や新年度予算とあわせて、切れ目のない執行に努めてまいる考えであります。

次に、土砂災害対策についてであります。土砂災害の際に、迅速かつ円滑な避難を行うためには、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成などが極めて重要であると認識しているところであります。

区域指定に必要な基礎調査の本年度末の完了箇所は、調査の対象となっている1万1923カ所のうち、約8000カ所で、7割程度の進捗状況となる見込みであり、区域指定については、本年1月末までに4368カ所で、4割程度となっているところであります。

道といたしましては、このたびの補正予算を活用して調査する約400カ所に加え、今後とも必要な予算の確保に努めるなどして、平成31年度の調査完了を目指すとともに、道民の安全、安心な暮らしが守られるよう、市町村と一層連携を図り、住民の方々の理解を得ながら、早期の区域

指定に取り組んでまいります。

次に、T P P 11及び日 E U ・ E P A等への対応に関し、まず、1次産業などへの影響についてありますが、道におけるこのたびの試算では、本道の重要品目である乳製品や牛肉、構造用集成材などにおいて、生産額の減少が見込まれるなどの影響が懸念されるところであります。

このため、国のT P P等関連対策を最大限に活用しながら、生産コストの低減や高品質化による付加価値の向上などによって収益力を高めるなど、生産者の所得確保に努めるとともに、海外への輸出拡大などに取り組むことによって、生産額の増加を図り、農林水産業の再生産を確保することが不可欠と認識いたします。

私といたしましては、生産者の方々の不安や懸念を払拭し、本道の1次産業を初め、地域産業が持続的に発展できるよう、競争力のある農林水産業づくりに向けて、万全の対策を講じてまいります。

次に、農業に係る補正予算についてありますが、先日成立した国の平成29年度補正予算においては、総合的なT P P等関連政策大綱の実現に向けた施策として、畜産クラスター事業や産地パワーアップ事業のほか、国産チーズの競争力強化や農業の輸出力強化など、これまで道が要請してきた内容がおおむね盛り込まれているところであり、道といたしましても、こうした国の施策を有効に活用しつつ、本道の農林水産物の生産額への影響試算を踏まえ、平成29年度補正予算等に必要な施策を盛り込んだところであります。

道といたしましては、これらの事業効果が早期に発現されることで、本道農業が、新たな国際環境下にあっても、農業生産や農家所得が確保され、その再生産が可能となるよう、地域からの要望や実情を十分踏まえ、関連施策の円滑かつ効果的な推進に努めてまいる考えであります。

次に、酪農の振興に向けた取り組みについてありますが、本道の酪農が、国民の健全な食生活を支える牛乳・乳製品の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境下においても、その再生産が可能となるよう、万全な対策を講じていくことが重要であります。

このため、このたび措置された、原料乳の低コスト・高品質化を初めとする国産チーズの振興策や、生産供給体制の強化を図る畜産クラスター事業、さらには、良質な自給飼料の生産拡大などに向けた体質強化対策や経営安定対策を地域や経営の実情に応じて効果的に活用するとともに、道といたしましても、乳製品の消費拡大や、今後、全道でふえつつある工房チーズのH A C C Pなど衛生対策の推進、品質向上などの取り組みを積極的に展開し、本道酪農の競争力の強化を進めてまいる考えであります。

次に、林業・木材産業の生産性向上などについてありますが、本道では、道産木材の自給率が約6割に達するなど、森林資源の循環利用が進みつつある中、T P P 11や日 E U ・ E P A協定の発効に伴い、安価な輸入製品の流通により、木材の生産、加工はもとより、間伐など森林整備への影響も懸念されております。

このため、道といたしましては、国のT P P等関連予算を活用し、林業事業体や木材関連企業

などの参画と連携のもと、川上から川下までが一体となった計画を策定するとともに、計画に基づく間伐や路網の整備、さらには、付加価値の高いC L Tや集成材などの生産コストの低減を図るため、加工施設の整備や規模の拡大などに支援し、林業の生産性の向上と、木材産業の競争力の強化に一層取り組んでまいる考えであります。

最後に、地方創生拠点整備交付金についてであります。本道においては、人口減少問題に直面する中、人手不足の一層の深刻化による地域産業への影響が懸念されており、本道経済を持続的に発展させるためには、中小企業の生産性の向上や経済活動を担う人材の確保が重要な課題と認識いたします。

道では、国の交付金を活用し、工業試験場に、寒冷な環境での使用に対応したI o T機器などの製品開発を一貫して支援するため、道内初となる高精度な電磁波の測定施設などを整備するとともに、開拓の村に、歴史や文化資源を生かした観光地づくりを担う専門知識を有する人材の育成環境を整備することとしているところであり、こうした取り組みを通じて、関連産業の効率性の向上や高付加価値化のほか、交流人口の拡大を図り、力強い本道経済の構築につなげてまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 千葉英也君の質疑は終了いたしました。

菅原和忠君。

○20番菅原和忠君（登壇・拍手）民進党・道民連合議員会を代表して、補正予算などについて伺います。

今回提案されました補正予算案は、国の大型補正予算の成立に伴って編成されたものと承知していますが、補正予算の規模は1051億円で、補正額として1000億円を超えるのは平成24年度以来で、多額な予算となっております。

しかし、予算の内容は、農業・農村整備や農林水産業の施設整備が大半を占め、T P PやE P A対策を盛り込んだとも説明されていますが、こういった認識のもとで提案されたのか、知事の基本的な考え方について、まず伺います。

国は、いわゆるアベノミクスによって経済が好転していると強弁しているにもかかわらず、毎年のように、従来型の公共事業中心の補正予算の編成を繰り返しております。

もちろん、災害対策など、緊急に行わなければならない事業があることは承知しますし、それが補正予算編成を認めた財政法の趣旨であるとも理解するところです。

しかし、今回の補正予算もまた、与党の要求によって編成され、規模ありき、財政規律を放棄などと批判されるものだったわけですが、今回の国の補正予算への知事の評価を伺います。

補正予算にかかわり、知事を初めとする道幹部の方々からは、平成30年度予算と実質的に一体として執行を予定する29年度補正予算の二つを合わせると、予算規模では前年度から4%程度の増となるとの説明が行われております。

実質的に一体運営とか、連続的に執行されるといった発言が出る背景は、1051億円の規模の予

算のほとんどが繰越明許とされ、執行は次年度に先送りとされるためです。

必要な事業、施策は、当初予算にしっかりと計上し、補正予算では、緊急な対応が必要な事業、施策を速やかに実施すべきです。

知事などの発言は、財政運営の規律を逸脱していると考えられるものですが、所見をお伺いいたします。

補正予算への財源として、道債が376億円発行されます。昨年度の第3回定例会での国の補正予算に伴う道の補正予算の際に発行された393億円に比べれば、まだ少ないものの、このような巨額な道債発行は、後年度の道の財政運営に少なからず影響があると考えられます。

今回の補正予算による道財政への影響をどのように受けとめ、どう対応しようとしているのか、伺います。

安倍政権の掲げる生産性革命、人づくり革命に呼応した事業として、地方創生対策推進費に6億5000万円が計上されておりますが、その内容は、寒冷環境対応IoT製品等の開発支援拠点整備事業費などとなっており、これでは単なる施設整備としか考えられないものです。

どのような点が生産性革命、人づくり革命につながるのでしょうか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、公共事業等について伺います。

公共事業については、農業農村整備事業や河川整備事業を中心に多額な予算が計上されているほか、道路などの特別対策事業や、いわゆるゼロ国債、ゼロ道債といった債務負担行為が設定をされております。

昨年度の道内の大雨災害のほか、全国的な需要拡大等により、技術者や資材などが確保されるのか、懸念されるわけですが、早期の契約や早期の事業執行、事業の受け手の確保、工事の品質確保などに問題はないのか、見込みを含め、認識を伺います。

土砂災害基礎調査は、平成12年に土砂災害防止法が制定されて以来、17年経過しているにもかかわらず、道内の1万1923カ所のうち、昨年度末で54%の6389カ所しか進んでおらず、我が会派としても、調査のおくれを指摘し、計画的な調査の実施を求めてきました。

今回の補正予算では3億8700万円が計上されたところですが、これにより、どの程度の進捗を図ろうとしているのか、具体的に答弁をいただきたいと思えます。

最後に、TPP等関連予算についてです。

平成27年度の補正予算の際も同様でしたが、国がTPP等関連予算を計上したなら、道は、いとも簡単にこれを受け入れ、国と歩調を合わせて、十分な対策が講じられているかのような説明を行ってきております。

また、国が示した影響試算は、生産量の減少は考慮せず、価格の値下がりだけに着目したものであり、現実的ではないと批判されているにもかかわらず、道が先日晒した影響試算は、国の試算を引き写したものでした。

いわゆるTPP11や日EU・EPAがもたらす影響は、実際にどれほどなのかがわからないま

まで、対策だけを打ち出し、道民や地域の不安を無理やり払拭しようとする道の姿勢は極めて疑問であります。

こうした、現実的とは言えない影響試算に対し、知事はどのような認識を持っているのか、お伺いをいたします。

道も国も、影響試算の結果を、「体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農林漁業者の所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」と結論づけております。

輸出と消費をどのように見込み、生産量が維持されるのか、具体的にお示してください。

国のTPP等関連予算について、道は、これまで要請してきた内容がおおむね盛り込まれたと説明しているわけですが、何をもって、おおむね盛り込まれたと評価しているのか、具体的にお答えください。

我が会派は、かねてから、国際交渉のいかににかかわらず、生産性強化対策や経営安定対策、また、チーズ等乳製品や製材等に対する競争力強化といった各産業への対策は、必要不可欠な施策、予算であって、TPPやEPA等の合意受け入れなどの取引材料ではないと主張してきました。

にもかかわらず、観光施策なども含め、TPP等関連予算というのであれば、各分野、各品目などでの生産量の減少を反映させるなど、より現実的な道内への影響試算を道独自に調査し、明らかにした上で、対応する対策内容や規模を示すべきと考えるものですが、知事のTPP等への対策に係る認識を伺い、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）菅原議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、予算編成の考え方に関し、まず、補正予算についてであります。先般成立した国の補正予算においては、生産性革命や防災・減災事業、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた施策など、必要性、緊急性の高い施策が盛り込まれているところであります。

道といたしましても、国の補正予算に呼応し、水害や土砂災害など自然災害のリスクが高い地域における防災・減災対策や、TPPなど新たな国際環境下にあっても、再生産が可能となるよう、本道の農林水産業の体質強化に向けた生産基盤の整備など、緊急に措置を要する経費について、所要の予算措置を講じることとしたところであります。

次に、国の補正予算についてであります。このたび、国においては、災害対応を初めとする追加的財政需要に適切に対処するため、生産性革命に向けた中小企業等の生産性を高める設備や人材への投資促進などの施策、さらには、防災・減災事業や、農林水産業の体質強化策など、喫緊の課題に対応した予算を措置したところであります。

私といたしましては、今回の補正予算に対応し、近年の大規模自然災害を踏まえた防災・減災対策や、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた対策など、緊急に措置を要する経費について、補正予算を提案させていただいたところであります。



次に、補正予算の執行についてであります。このたびの補正予算案は、道路や河川の防災・減災対策を初め、本道の農林水産業の体質強化に向けた生産基盤の整備など、必要性、緊急性が高い施策、事業を盛り込んだところであり、その効果を早期に発現することが重要でありますことから、債務負担行為を設定した公共工事の早期発注はもとより、可能な限り速やかな執行となるよう取り組むこととしているところであります。

また、こうした補正予算については、その大部分が新年度予算と一体的に執行されることから、道予算の公表に当たっては、平成30年度の当初予算規模のほか、国の補正分を合算した予算規模についてもあわせてお示ししたところであります。

次に、道財政についてであります。このたびの補正予算は、国の補正予算に呼応して、緊急に措置を要する経費について、所要の予算措置を講じようとするものであります。

その財源としては、国庫補助金を最大限活用するとともに、国からの地方財政措置が講じられる補正予算債を約376億円計上しているところであります。これに伴う収支への影響については、このたびお示しをした収支見通しに反映しているところであります。

道財政は、収支不足額が縮小傾向にはあるものの、依然として、一定程度生じる見通しにあり、財政健全化に向けた取り組みを継続する必要がありますことから、収支均衡の財政運営が行えるよう、後半期の取り組みに沿って、着実に行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生拠点整備交付金についてであります。道では、電子・自動車関連機器や農業機械など、幅広い分野において、中小企業による付加価値の高い製品開発などに資するため、国の交付金を活用し、工業試験場に、寒冷な環境に対応したIoT機器などの開発を支援する施設を整備することとしたところであります。

また、開拓の村においては、歴史的建造物の保存、再生とあわせ、歴史、文化、建築などの知識を有する専門ガイドなどの育成環境を整備し、地域資源を生かした交流人口の拡大を図ることとしているところであります。これらの事業を通じて、中小企業の生産性の向上や人材の育成につなげてまいりたいと考えております。

次に、公共事業の執行についてであります。このたびの補正予算については、近年頻発する自然災害リスクを踏まえた防災・減災対策や、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた農業農村整備事業など、喫緊の課題への対応に必要な事業を実施するためのものであり、その効果が最大限発揮されるよう早期発注に取り組むなど、ゼロ道債とあわせて、切れ目のない執行に努めることとしているところであります。

また、災害復旧工事などが集中したことにより、資材や技術者の不足が一部で生じておりますことから、地域の実情にも十分配慮しながら、事業の平準化や発注ロットの大型化のほか、フレックス工期を設定するなどして、技術者や資機材の効率的な活用を図り、事業の品質確保や円滑な実施に努めてまいります。

次に、土砂災害基礎調査についてであります。土砂災害から迅速かつ円滑な避難を行うためには、土砂災害警戒区域等の指定やハザードマップの作成などが極めて重要でありますことか

ら、道では、区域指定に必要となる基礎調査について、平成31年度の完了を目指しているところ  
であります。

本年度末の完了箇所は、調査の対象となっている1万1923カ所のうち、約8000カ所で、7割程  
度の進捗状況となる見込みであり、道といたしましては、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守  
られるよう、このたびの補正予算を活用して調査する約400カ所を含め、残り約4000カ所につい  
て、今後とも、必要な予算の確保に努めるなどして、計画的に調査を推進してまいりたいと考  
えております。

次に、TPP等に関し、まず、TPP11などに伴う影響試算についてであります。道では、  
国の算定方法を参考とし、本道の農林水産物への影響を試算したところであり、乳製品や牛肉、  
構造用集成材などの生産額の減少が見込まれるなどの影響も懸念されているところでありませ  
う。

私といたしましては、生産者の不安や懸念を払拭し、今後とも、意欲を持って経営に取り組ん  
でいくことが何よりも重要であると考えているところであり、関税率などは段階的に引き下げられ、  
長期にわたって対応が必要なことから、関係団体とも連携をし、生産者や地域の方々のお声など  
を踏まえ、本道への影響について継続的に把握しながら、万全の対策を講じてまいります。

次に、農林水産物の生産量の維持についてであります。このたび道が取りまとめた試算で  
は、関税率の削減などにより、低価格の農林水産物が輸入され、競合する道産品の価格の下落を  
見込んでいるところでありませう。

また、生産については、海外への輸出に関して、今回の試算に含めておりませんが、例えば、  
酪農におけるフリーストール牛舎の整備や搾乳ロボットの導入など、体質強化対策による生産コ  
ストの低減や付加価値を向上させることによって、収益力を高め、農林水産物の所得を確保し、  
生産量が維持できると考えているところでありませう。

次に、国の関連予算についてであります。道では、昨年7月の日EU・EPA交渉の大枠合  
意以降、生産者や関係団体の皆様の声を伺いながら、1次産業の体質強化対策や輸出拡大に向け  
た取り組みへの支援など必要な対策を取りまとめ、国に対して要望してきたところでありませ  
う。

国が補正予算で盛り込んだ対策においては、国産チーズの競争力強化を初め、収益力の向上に  
必要な機械施設の整備や、農地のさらなる大区画化のほか、木材の生産から加工、流通に至る一  
体的な整備、さらには輸出拡大対策など、地域から多くの要望がある事業が措置されたところ  
であり、これらの施策を最大限に活用し、競争力のある農林水産物づくりに取り組んでまいり  
たいと考えております。

最後に、TPP等への対策についてであります。このたびの道の試算では、国が関連対策の  
基礎とした算定方法を参考とし、影響額を算定したところでありませう。

この結果、本道の重要品目である乳製品や牛肉、構造用集成材などへの影響も懸念されること  
から、私といたしましては、北海道の農林水産物の再生産が可能となるよう、国の対策を最大限  
に活用し、生産コストの低減や付加価値向上などによって収益力を高め、生産者の所得確保に努  
めるとともに、販路拡大などに取り組むことによって生産額の増加を図り、力強い農林水産物の

確立に向けて、万全の対策を講じてまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 菅原和忠君の質疑は終了いたしました。

金岩武吉君。

○77番金岩武吉君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、平成30年2月4日からの大雪により、日高管内を中心に発生した、ビニールハウスや倉庫、畜舎の損壊、倒壊などの農業被害につきまして、知事には、2月16日に現地に赴き、直接、被害状況の確認や、地元の首長、関係団体との懇談を実施していただき、感謝を申し上げるところでございます。

また、窪田副知事が上京し、復旧に向けた国への支援要請活動を道内選出国會議員などに行うなど、機敏な対応をしていただき、あわせてお礼を申し上げます。

被災農家の中には、新規に就農された方もおられますので、今後の営農意欲がそがれることのないよう、道としても万全の対策をお願いしたいと思います。

それでは、北海道結志会を代表し、先ほど提案された、総額1051億円の平成29年度補正予算案について質問をしてみたいと思います。

最初に、T P P 関連対策についてですが、今回の補正予算は、国の補正予算が成立したことに伴い、編成されたもので、事業のほとんどが明許繰り越しされ、平成30年度予算と合わせて執行されるものとなっております。

今回は、産地パワーアップ事業費に約85億円など、T P P 等関連対策費も計上されております。

先日、道は、米国離脱後の11カ国による環太平洋連携協定、及び、日本とE U間の経済連携協定——E P Aの発効に伴う本道の農林水産物に与える影響を試算し、公表しております。

これによりますと、E P Aでは、関税引き下げに伴う輸入品の増加や価格低下で、乳製品や牛肉を中心に、年間で214億円から329億円の生産額の減少、T P Pでは、年間で312億円から495億円の減少となっております。合わせると、526億円から824億円の影響が出るとしておりますが、国内対策を行えば、生産や所得が確保され、国内生産量は維持されるとしております。

この試算は、国が昨年12月に示した農林水産物の影響についての算出方法に即して、個別品目ごとに、合意内容の最終年における生産額の影響を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算したものであります。

農業関係者などからは、想定が甘い、2次産業、3次産業への波及効果を考えると、影響はさらに大きいのではないか、地域全体の衰退にもつながるとの批判や懸念の声が上がっております。

また、試算は、近年の生産や輸入の実績をもとに、輸入品が関税削減で値下がりするのに応じ、国産品の価格も下がるといった機械的な計算をしているにすぎない。例えば、チーズの場合、具体的にどんな種類の商品が輸入品と競合するのか、消費動向はどうなるのか、条件によって影響は変わってくるのではないかと。道は、実情に即して、影響の精査を続ける必要があるとの

指摘もあります。

知事は、攻めと守りの両面から、競争力のある農林水産業づくりに向け、一丸となって対応すると述べられております。

今回の補正予算と平成30年度当初予算を合わせて約1013億円のT P P等関連対策費を計上しておられますけれども、農業関係者などからの批判、懸念、指摘にどう応え、また、希望のある持続可能な北海道の農林水産業づくりに向けた道筋をどう示していかれるのか、お伺いをいたします。

特別対策事業費についてであります。昨年度は、相次ぐ台風の直撃により、本道では、道路や河川などにおいて著しい被害を受けたところであります。

このたびの補正予算では、道路の防災・減災対策を進めるために、社会資本整備総合交付金の交付に伴う補正として、特別対策事業費に約111億7000万円が計上されておりますが、事業内容はどのようなものなのか、また、このような防災・減災対策について、今後、どのように取り組んでいかれるのか、あわせて伺います。

地方創生対策推進費についてであります。

地方創生対策推進費として、新たに約6億4800万円が計上され、道立総合研究機構の工業試験場と、開拓の村の整備に充てられますが、今後、地方創生拠点整備交付金を活用して、どのような施設整備を行う考えか、お伺いをいたします。

以上をもって私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）金岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、T P P関連対策に関し、今後の農林水産業の振興についてであります。道における試算では、乳製品や牛肉などの品目において生産額の減少が見込まれており、1次産業への影響が懸念されておりますことから、私といたしましては、地域や関係者の方々のお声を受けとめ、農林漁業者の皆様が将来にわたって意欲を持って経営に取り組み、本道の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるよう、万全の対策を講じることが何よりも重要と認識いたします。

こうしたことを踏まえ、国の対策を最大限に活用しながら、生産コストの低減や付加価値の向上などによって収益力を高め、生産者の所得確保に努めるとともに、海外への輸出拡大などに取り組むことによって生産額の増加を図るなど、農林水産業の競争力強化に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、特別対策事業費の事業内容等についてであります。道といたしましては、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、災害時の安定的な道路交通を確保するため、豪雨時における土砂崩落や落石を防ぐ災害リスクに備えた局所的な対策のほか、地震・津波災害などにおける危険箇所回避の避難経路を確保するための代替路整備などを予定いたしているところであります。

今後とも、こうした事業を着実に進めることが重要と考えるところであり、冬期における暴風雪や雪崩への対策を含め、必要な予算の確保に努めるとともに、災害に強い北海道づくりに向けて、道路の防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

最後に、地方創生拠点整備交付金についてであります。このたび、国が創設した交付金は、中小企業の生産性の向上や人材育成等に資する施設整備を対象とするものであり、道では、電子・自動車関連機器や農業機械など、幅広い分野において、付加価値の高い製品開発などを促進するため、工業試験場に、寒冷な環境に対応したIoT機器などの開発を支援する施設を整備することとしたところであります。

また、開拓の村においては、歴史的建造物の保存、再生とあわせ、歴史、文化、建築などの知識を有する専門ガイドなどの育成環境を整備し、地域資源を生かした交流人口の拡大を図ることとしているところであり、これらの取り組みにより、本道の地域特性を踏まえた産業の振興につなげてまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 金岩武吉君の質疑は終了いたしました。

真下紀子君。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党道議団を代表して、知事に質問いたします。

先ほど提案をされました補正予算案について伺ってまいります。

まず、公共事業に関し、水害・土砂災害対策事業等についてです。

一昨年の大雨災害では、道が管理する中小河川の被害が大きく、私も現地に調査に伺いましたが、上川・旭川管内、十勝管内の住民の方々から、対策の強化を求められていたところでした。

特に、南富良野町のジャガイモ加工場の被災によって、全国でポテトチップスが食べられなくなるなど、北海道の農産物が全国の食料供給に大きく貢献していることが改めて明らかとなり、自然災害から、その生産手段を守ることは極めて重要と認識されたところでした。

このたびの補正予算案では、自然災害のリスクが高い地域における防災・減災対策を進めるため、中小河川の緊急点検結果に基づく水害・土砂災害対策事業などを実施するとの提案ですが、こうした懸念が払拭されるような対策となっているのか、また、昨今特に懸念される気候変動に伴う自然災害からの防災対策として、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、建設労働者の就業環境の改善等についてです。

道では、建設工事における適正な施工体制及び安全衛生管理体制の確保等を図るため、下請状況等調査において、労務単価等について調査を行っていますが、昨年実施した調査の結果においても、労務単価が設計労務単価を下回っているケースがあり、改善が図られているのか、疑問を持つものです。

公共事業の役割として、従事する労働者の賃金、働き方を改善していく必要があると考えます。

労働者の就業環境の改善と賃金確保につながるよう、今回の補正事業を含め、道としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、北海道農業に関して、TPP11及び日EU・EPAについてです。

今回の補正予算案では、農業関連予算として584億円が計上されています。

道は、農林水産業への影響について、TPP11では312億円から495億円、日EU・EPAでは214億円から329億円と試算をしていますが、これは国の算出方法をもとにしたのにすぎません。

国は、政府の対策で、生産者の所得に影響はないと説明しているわけですが、農業関係者からは、根拠がないと、疑問と不安の声が上がっています。知事はこの声をどう受けとめるのか、伺います。

次に、家族経営への配慮についてです。

知事は、北海道農業の国際競争力を強めていくと協調していますが、海外への市場拡大や、事業の大規模化一辺倒ではなく、北海道農業を支えてきた家族経営を応援する予算こそ求められているのではないのでしょうか。今回の補正予算案において、それがどのように配慮されているのか、伺います。

次に、農業への影響等についてです。

知事は、これまで、TPPについて、オール北海道で反対してきたはずですが。今回のTPP11と12カ国のTPPとで、知事の捉え方に違いはあるのですか。

乳製品を例にとれば、生乳換算で7万トンのTPP枠が、ニュージーランドなど酪農大国からの輸入で埋められた上に、今後、米国の参加などがあれば、国産市場は大幅に縮小することが心配されます。農業などへの悪影響はさらに拡大しているとの認識はないのですか。

たとえ国や道の対策があったとしても、TPP11や日EU・EPAによる北海道の農林水産業への影響は甚大です。

国の言いなりで、関税撤廃ありきの対策に納得することなく、北海道経済の基盤を揺るがす国際貿易交渉からは撤退するとの姿勢を国に示すべきではありませんか、見解を伺います。

今回の農業関連補正予算案は、道の提案がおおむね盛り込まれたとしていますけれども、TPP対策などと言えるような内容ではありません。

事業内容は、パワーアップ事業や担い手対策など、北海道農業の基盤強化にとって当然行われるべきものです。TPP対策の看板は誇大広告だと言われるゆえんではないのでしょうか。

TPPは、対策をとれば影響が解消されるようなものではなく、農業者や消費者などの疑念や懸念に応えられるものでもありません。最良のTPP対策は、TPPからの撤退だということ強く求めておきます。

最後に、社会福祉施設整備事業の効果についてです。

社会福祉施設整備事業費として、障がい者グループホーム等の整備とスプリンクラーの整備について、7億1660万円の計上が提案されました。

私たち道議団としても、スプリンクラーの設置は、かねがね求めてまいりましたが、社会福祉

施設における防火対策としてもスプリンクラーの設置は有効であり、費用が高額となる整備を促進するために、補助事業は大きな役割を果たしていると考えます。

ことし1月、札幌市東区の火災で11人が亡くなられた共同住宅においても、障がい者の方が入居されていました。

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、こうした共同住宅での防火体制の強化とスプリンクラーの整備に対する補助の継続など、行政の役割も大きいものと考えます。

そこで、このたびの事業によって、道内の社会福祉施設の整備状況はどこまでとなるのか、今後さらに整備を促進していくために、知事はどう取り組まれるのか、伺います。

また、避難も含めた防火対策の強化にどのように取り組まれるのか、あわせて伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、公共事業に関し、まず、水害・土砂災害対策についてであります。このたびの補正予算では、短時間で局地的に発生するといった、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて実施した国の中小河川の緊急点検で抽出された箇所などを対象に、浸水被害を軽減するための堤防や河道掘削のほか、土砂・流木被害を軽減するための砂防施設や、的確な避難判断のための危機管理型水位計などの整備を実施することとしたところであります。

道といたしましては、道民の皆様方の安全、安心な暮らしを確保するため、今後とも、国に要望するなど、必要な予算の確保に努めるとともに、国や地域との連携を図りながら、将来に向けた気候変動への適応策についての検討も含め、ハード、ソフト対策をより計画的、一体的に推進するなどして、適時適切な水害・土砂災害対策を実施してまいります。

次に、建設労働者の就業環境の改善などについてであります。建設産業の担い手の確保に向けては、補正予算も含め、安定的な公共事業の実施により、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展を図るとともに、その担い手である技術者や技能労働者などの就業環境の改善や適正な賃金水準の確保に取り組むことが重要であると認識をいたしているところであります。

このため、道では、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価を6年連続で引き上げるとともに、それに伴い、適正な賃金水準の確保を関係団体に要請することといたしておりますほか、週休2日モデル工事の導入や、2次以降の下請企業への社会保険未加入対策を進めるなど、就業環境の一層の改善に向け、取り組んでまいります。

次に、本道農業に関し、まず、TPP11及び日EU・EPAによる影響についてであります。道といたしましては、国が昨年公表した、総合的なTPP等関連政策大綱、及び、TPP等関連予算には、これまで道が要請してきた内容がおおむね盛り込まれていると考えているところであります。こうしたことを踏まえ、道の影響試算において、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じるものの、国内対策により、引き続き、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込んでいるところであります。

T P P 11及び日 E U ・ E P Aの影響は相当な長期に及び、今後、新たな影響や課題が明らかになることも考えられますことから、道といたしましては、引き続き、道内への影響について継続的に把握していくとともに、新たな国際環境下においても、本道農業の再生産が可能となるよう、今後とも、必要な対策を国に求めていくなど、万全の対策を講じてまいります。

次に、家族経営への配慮についてであります。T P P 11や日 E U ・ E P Aなど、農業をめぐる環境が大きく変化する中、本道農業が、今後とも、国民への食料の安定供給といった役割を果たしていくとともに、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、多様な担い手が、将来に希望を持って、地域の特色を生かした農業を展開していくことが重要であります。

このため、道といたしましては、本道農業が、新たな国際環境下にあっても、農業生産や農家所得が確保され、その再生産が可能となるよう、今回の補正予算に計上した、作業の省力化や高収益作物への転換などに向けた産地パワーアップ事業、強い農業づくり事業、生産性や品質の向上に向けた農業農村整備事業などにより、家族経営を初め、多様な担い手を積極的に支援してまいります。

次に、T P Pへの今後の対応についてであります。T P P 11の大筋合意では、農産物の関税など物品市場アクセスについて、当初の協定の合意内容が基本的に維持されており、乳製品や牛肉、豚肉、畑作物などの関税の撤廃や削減などによる本道農業への影響が懸念されるところであります。

国は、現在、T P P 11の早期署名・発効を最優先させる考えであり、道といたしましては、国の対応を注視するとともに、本道農業が、新たな国際環境下においても、農業生産や農家所得が確保され、その再生産が可能となるよう、国のT P P等関連施策を有効に活用し、酪農、畜産や畑作などの生産供給体制の整備はもとより、農地等の基盤整備や国内外での消費拡大など、本道農業の競争力強化に向けた施策の積極的展開に全力で取り組んでまいります。

最後に、社会福祉施設の整備に関する道の対応などについてであります。道所管の障がい者施設のうち、本年2月1日現在、スプリンクラーの設置が義務づけられているのは402施設であり、このうち、未設置は44施設ありますが、本年度中に24施設が整備の予定となっております。

このたびの補正予算においても、新たに5施設が整備することとなったところであり、今後とも、必要な財源の確保を国に要望するとともに、未設置の施設に対して、スプリンクラーの整備を引き続き働きかけ、整備促進を図ってまいります。

また、このたびの、札幌市内で11名もの方々のとうとい命が奪われるという大変痛ましい火災が起こったことを受け、道では、社会福祉施設に対して、防火安全対策の再点検を緊急通知したところであり、今後、福祉や消防、建築等の関係部局が連携し、こうした悲劇を繰り返さないよう、できる限りの対策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 真下紀子さんの質疑は終了いたしました。

以上で通告の質疑は終わりました。



これをもって議案第98号及び第100号に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第98号は委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

#### 1. 議案の経済委員会付託

○議長大谷亨君 議案第100号を経済委員会に付託いたします。

---

(上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する)

---

#### 1. 討 論

○議長大谷亨君 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

沖田清志君。

○35番沖田清志君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、民進党・道民連合議員会を代表して、議案第98号平成29年度一般会計補正予算案への反対討論をさせていただきます。

反対の理由は、総合的なTPP等関連対策費と名づけた予算が計上されているからです。

TPPやEUとのEPAについての国の説明を要約すれば、輸入増加によって1次産品の価格は下がるが、生産効率化等の対策を講じれば、農業者の所得は減らず、1次産品の生産量そのものも減らないというものです。

農林漁業者だけでなく、地域経済や地域社会への打撃を危惧する道民や地域への対応としては、全く不誠実なものです。

私どもの会派は、最低限、道内の各分野で生じる影響を、道が試算、把握し、それを踏まえて、国に対応を求めるべきとしてまいりました。

ところが、道の対応は、国からの試算や対策を待つだけであり、国の予算を丸ごと受け入れ、国とともに、十分な対策であるとの説明を行ってきているのです。

TPP11やEUとのEPAがもたらす影響が見えないままで、対策を打つことで不安を払拭しようとする国や道の姿勢は極めて疑問であります。

我が会派は、対策の内容は、そもそも、国際交渉のいかんにかかわらず、実施されてきた、あるいは実施すべきものなのであって、これを、まるで新たな対策であるかのように示すことは不誠実であると主張してまいりました。

発効前であるにもかかわらず、膨大な関連対策費を補正予算の目玉にして議論を封じ込めるような国の手法も、不誠実さに拍車をかけるものです。

さらに、インバウンドなどの観光施策までを総合的なTPP等関連予算という現状も、看過することはできません。

本道の基盤である農林水産業の破綻が懸念され、地域の崩壊すらが危惧される国際交渉に関する議論を放棄する知事の姿勢に同調するわけにはいきません。

今回の補正予算案は、TPPなどの国際交渉への議論を阻み、無条件での賛成を求めるようなものであります。

以上、反対の姿勢を申し述べ、議員各位の御賛同をお願いし、私の討論といたします。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 以上で通告の討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立によります。

議案第98号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長大谷亨君 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案等調査のため、2月22日から2月23日まで、及び、2月26日から2月27日まで本会議を休会することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

2月28日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時17分散会